

豊後国大分郡勝津留・津守莊・  
勾別符・植田莊

— 二豊莊園の研究 六 —

渡 辺 澄 夫

一 勝津留（榎別符）

- (1) 所在・面積
- (2) 成立・領家職  
— 開発と宇佐宮領化 —
- (3) 勝津留（高国府村）と大友氏
- (4) 南北朝以後の高国府  
— 守護所としての高国府 —

二 津 守 莊

- (1) 成立・領家職
- (2) 名及び地頭職
- (3) 南北朝以後の津守莊

三 勾 別 莊

- (1) 所在・面積
- (2) 成立と宇佐宮領化
- (3) 中世の勾別符

四 植 田 莊

- (1) 所在・本所
- (2) 名及び地頭職と植田氏
- (3) 鎌倉時代末期以後の植田莊  
— 地頭植田氏の動向 —

お わ り に

# 一、勝津留（榎限別符）

## (1) 所在・面積

後述の四至堺からみて、大体現在の大分市上野台地の東端から、東方大分川沿岸の元町附近一帯をふくむ地域である。

元町の上野台地崖下には平安時代以来石屋寺があり、その崖壁には豊後磨崖石仏中でも有名な元町石仏と岩屋寺石仏（重文）とが残存し、国府時代文化の名残りを止めている（大分市史上石仏の研究）。「荏隈・笠和・判太三箇堺」とか（室佐大鏡）、「高

（勝津留） 笠和・荏隈・半太郷最中也」とあること（志賀文書）、（編年大友史料一、四六三）、荏隈・笠和・判太三郷にはさまれた狭い地域である。「勝津留河尻野」とあるところからも察せられる通り

（大鏡）、大分川が南大分盆地から大分平野に出る河道の彎曲部附近の河原であつたらしく、三郷の最中とあるが、その所管は「管荏隈郷字勝津留」とあるので（大鏡）、荏隈郷であつたらしい。宇佐弥勒寺喜多院所領中に「榎限別符畠」とあるのは

（石清水文書、大日本古文書）、地名の一字は異なるが音は一致するので、恐らく荏隈郷の別符の意と思われ、勝津留畠を指すものであろう。勝津留が荏隈郷の別符として成立したと考え

得ることは次述の通りであるから、これを「榎限別符」とよんだことは不思議でない。清水氏「莊園志料」に榎限別符畠を荏隈郷そのものに比定するのは、別符の意味を解しなかつたことからする誤解であろう。（1）

なお「勝津留畠」「榎限別符畠」等として畠とあるのは、ここがもと荒野で、開発しても水田が出来ず、畠だけであつたからである。この地方が水田化したのは、天正末年大友吉統が賀来莊東院川から笠和に至る国井手を開き、さらに江戸時代の第四番目の府内藩主日根野吉明（寛永二十一万治元年一）が慶安三年（一六五〇）大分川の上流から生石（大分市）に至る一三九丁五五間半の長大な初瀬井路を完成してからである。（2）

宇佐大鏡によれば、畠七〇丁歩で、田三丁とあり、のちに「田畠佰町」とみえる。畠が大部分であるのは当然であるが、水田は絶無ではなかつたらしい。自然の湧水等を利用したものであろうか。ただしこれは公田とあるので、荒野開発以前の古作田であつたと思われる。

註 (1) 拙稿莊園時代の別府（大分県地方史十一・二号）参照。

(2) 大分市史上四六一一六頁。なお大友吉統の国井手（荏隈

郷井手ともあり) については、大友史料二、四五〇号参照。

(2) 成立・領家職

— 開発と宇佐宮領化 —

勝津留荒野の開発計画は、平安時代永承元年(一一〇四六)のころ、豊後権介膳伴元恒が国司に開発申請を提出してその許可を得たのがはじめである。その申請に基づいて国司が三カ郷司に土地の状況を問うたところ、郷司等は「誠為<sup>二</sup>荒野空閑之地<sup>一</sup>之由」請文を出したとあるから、申請は許可されただけである(宇佐大鏡<sup>(以下同じ)</sup>)。ところが、天喜元年(一一〇五三)

多米倉満なるものが権介元恒の権利を継承し、さらにこれを私領として苧・桑等を植え、一所の地を開くことを申請しているのを見れば、元恒はまだ余り開発してはいなかったらしい。倉満をはじめ「庁座所」に対して府国の与判を申請し、さらに国裁を請うているが、「庁座所」とあるのは意味不明であり、のちの国判は大介平朝臣とあるので、国守は平家一族であったことがわかる。<sup>(1)</sup>この時はじめて、

東限北廻二方市河也、南石屋崎際、限西高国府岸上額畠際者、

と四至が記されているが、これについてはのちに述べる。

このようにして開かれはじめた勝津留は国免荘であるから、半不輪領であり、国司の交替ごとに免判を請わねばならず、従って在庁官人等の妨害もあつたらしい。康平二年(一一〇五九)の庁宣によれば、倉満は権掾伊賀為貞が勝津留を違乱することを訴え、国司(大介三善朝臣)は倉満の愁状を裁許している。延久元年(一一〇六九)三月さらに彼が申状をたてまつって国裁を得ているのは、同年二月の莊園整理令と関係があり、なお国司の交替(大介藤原朝臣)とも関連するものであろう。

多米倉満の経営は二二カ年間に及んだが、その後調庸相三〇疋の負累によって、その弁済のため承保元年(一一〇七四)正月勝津留を内蔵近次に沽却し、近次は同一一月国符によって領掌を安堵された。同四年(一一〇七七)八月さらに近次は宮御息二二石五斗の代に津守常見に沽却し、同九月庁宣によって常見の領掌が認められた。近次が勝津留を進上(沽却)した文書の差出書には「佐杖藤田在判」とあるので、内蔵近次というのは仮名であり、本名は藤田氏で恐らく大宰大式護衛の在地武官であろう。「宮御息」とあるのは恐らく宇佐宮

のことで、倅杖である藤田氏が宇佐宮領に沽却したことになる。なお「御息」というのが負債の利息のことか、あるいは国役滞納の利息のことか不明である。次の承暦五年（一〇八二）の序宣に、

件地宇佐宮毎年方燈会勤修御燈油料、任三本公驗并先判旨  
無三他妨一、津守常見可三領掌二者、

大介高橋朝臣任

とはじめて明瞭に宇佐宮領としてあらわれるのは、津守常見が宇佐宮神官であつたろうことを思わせるものである。しかも宇佐大鏡には他に「宮佐宮仮名常見御領」と見え（豊前築城郡糸）、またこれら群小の寄進・買得地や治田等を総称して「常見名田」とよんでいるので、あるいは大宮司ではないかと推定する。<sup>(2)</sup>

そののち永保三年（一〇八三）・応徳元年（一〇八四）・

同二年とたびたび大宰府の下文を得ている。ついで承徳三年

（一一〇九九）勝津留弁濟使宮地末松は国司に申文をたてまつり、当所は開田いくばくもないので検田使の入勘を停められたい由を願ってゆるされ、康和二年（一一〇〇）にも大介紀朝臣の序宣が与えられている。この検田使不入が、不輸権を

も獲得して不輸不入の一円荘となったものであるか明らかでない。その後も国の序宣を得ているのをみれば、なお国免の段階にあつたとするのが妥当であろう。

以上の発生過程において、権介贖伴元恒の私領化の段階では、官人の私領であるから勝津留保とよばれたのではないかと推測するが、史料の所見がない。これが私人（宇佐宮）の手に渡るに至って、別符となつたのではあるまいか。既述石清水文書に「榎限別符」とあるのは、これが荏隈郷の一部として開発され、別納形態の私領となつたからである。しかし一般にはそうした名称は用いられず、のちまで「勝津留島」ないし「高国府」と呼ばれている。荘とよばれなかったのは、面積が小さい上に水田が僅かしかなかったからである。四至については前にもふれたが、大鏡には別に、

四至 東限市河 南限石屋寺前  
西限高坂横道 北限市河  
とあり、また、

四至 東限市河 南限石屋寺前  
西限高坂横道 北限河等田中寺  
（イ落）

とあって、北が若干異なり、後者は意味不明の所があるが、他の場所では「北限市河并田中寺」となっている。東の市河は今の大分川であろう。北の市河は大分川の支流で、大友時

代末期の府内絵図と伝えられるものや、江戸前期の府内城下  
図等をもみても、今の長浜神社から塩九升町を通り、白雉城(しよくま)

(荷揚城)の東北側の堀を通って住吉川に合する支流があり、  
古くは城崎町は河、中島は大分川の作った三角州であった。

塩九升は鎌倉時代には「勢久世宇」と書かれ(志賀文書正徳元年六月廿三日大友頼泰書下)、塩浜があった(同正安五年五月十日志賀阿法申状案)。平安時代久安元年

(一一四)五以前から笠和郷にあった由原八幡宮の塩田(三丁年三反)も、大休この附近にあったものであろう(大分県史料を加給)。

田中寺は今日その所在が明らかでないが、勝津留の北  
限であり、大分川本流寄りには、右の支流市河が北境であるか  
ら、恐らくその西で、笠和郷の界をなした所であろう。勢久  
世宇は「笠和郷富成名内」とあり、明らかに笠和郷に属する  
から(上記志賀文書)、田中寺はさらにその南でなければならぬ。

南の石屋寺前は、今日の岩屋寺石仏のある龍が鼻附近であ  
ろう。これに接する南西は、慶長十三年(一六〇八)の古図

府村検地帳に「いわやでら」の小字で記されている(史料編纂所影写)。西の高坂横道は、上原(今日上野丘という)を南北に横断する道路  
で、今は経済学部前を通っているが、これでは大友屋敷がふ  
くまれないので、さらに西側にあったはずである。天喜元年

(一〇五三)の多米倉満の解に、「限西高国府岸上額島際」  
とあるのは注意すべく、異本には「府」がないのでやや疑問  
が残るにしても、すでにその頃ここを「高国府」とよんでい  
た可能性がある。後述のごとく勝津留を「高国府」とよぶよ  
うになるが、右の記述が正しいとすれば、すでに平安時代か  
ら古園府に対する高国府の名称が存在したことになる。ある  
いは、園司・在庁官人等の屋敷があったのかも知れない。今  
の円寿寺は山号を総社山とよび、豊後総社のあった所で、現  
に「総社大明神」の扁額を所蔵する。

勝津留は半不輪領であるから雑役免であったかと思われる  
が、既述のごとく多米倉満の「負累」は「調庸絹參拾足」と  
あり、租の免除であったらしい。宇佐宮領になってからは、  
島七〇丁については宮召物として麦地子が得分であり、在家  
役として門布・苧・桑代、公田三丁に対しては加地子町別一  
百で、計三百を収納したことになる。

宇佐宮との距離的関係からすれば、「近在莊園」に準ずべき  
ものであるが、守護所に近く、しかも地の利を得た台地の高園  
府を有する以上、当然大友氏との関係が密接となってくるで  
あろう。次に鎌倉期の地頭職を中心として、勝津留と大友氏

との関係を考察しよう。

註 (1) 大介が国守に外ならないことは、吉村茂樹氏著国司制度

崩壊に関する研究五六六一―八二頁参照。

(2) 津守常見については、西国荘園研究の覚書（近刊西日本史学会十週年記念号）に若干論じた。

(3) 大分県郷土史料集成地誌篇收載。

(4) 大分市史下巻所載、本図は大分市長上田保氏所蔵。

(5) 荘園領主との距離的關係によって、遠隔地荘園と近在荘園に二大別して考察する。荘園領主権の浸透度が異なり封建制成立過程を考察する上に、こうした類型化が不可欠がある。

### (3) 勝津留（高国府村）と大友氏

以上によって勝津留は宇佐宮（弥勒寺喜多院）領となり、在地には弁済使（宮地末松）のいたことは判るが、その他の荘官機構は不明である。しかし鎌倉時代には、地頭として山原宮領阿南荘預所で同社僧であった山僧備後法眼幸秀がいたことが知られる。あるいはこれは、本領主の跡職を継承したのかも知れない。

ところが彼は、貞応二年（一二二三）に豊後安岐郷横城山院主職・同郷諸田名・伊美郷夷・長小野・勝津留（號高）等（困府）の

地頭職を大友能直に譲っている（志賀文書、編年大友）。譲状に（史料一、三四四・六）。

よれば、安岐郷諸田名の本領主は基貞・基秀という人であつたらしく、それを幸秀が継承したもののようである。しかしのちにはこれを岩益御領（宇佐大官司か）に寄附するよう（大友能直からか）仰せを蒙むつたが、そうしなければならぬ理由がなく、幸秀所領は本知行に任せ安堵するとの関東下文を賜わつたので異議を申したいが、「依（難）背（御命）」つて（能直）に去り進ずる。子息二王殿（志賀能郷）のことは疎略に存じないから、このように計らつた。先日譲進した七カ所の類領として、後には（志賀能郷に）宛てられたい、と述べている。（同四）（七五）。

能郷にあてた書状にも、高国府は子細あつて備後法眼幸秀が故能直の時、能郷を子にするとの約束で譲つたものである、と述べている（同四）。なおのちの譲状には、勝津留弁済使職も大友氏が買得して年来沙汰し來つたもので、これも能郷に譲与している（同六）。これは既述宮地末松の帶した所職で、

能郷は勝津留に対しては地頭職と弁済使職の両方を兼ねたこととなる。七カ所の類領というのは、右の五カ所に安岐郷小俣知地頭職・同松武名地頭職を加えたものであろうか（同六）。

能直は以上の地頭職を仁王丸(能郷)に譲っているが(同三)、のち尼深妙からさらに能郷に譲っているのは、能郷が幼少であつたので、一時深妙に譲られ、彼女が一期知行しまた管領していたものであろう。

大友氏が伝統的な在地領主から地頭職を獲得する方法として、(一)買得(勝津留弁濟使職)、(二)押領、等の外に、(三)猶子關係を結び、強引な圧力によって譲与させる場合、(四)肥後国鹿子木東莊地頭長浦遠貞の場合のごとく、「奉<sub>(君カ)</sub>憑<sub>(主)</sub>」<sup>(二)</sup>とある通り、圧力によって被官化することにより目的を達する例等がある(大分県史料十二<sub>(二)</sub>、<sub>(託摩文書一號)</sub>)。守護家が在地領主化する過程を解明する上にすこぶる興味が深く、こうした例はなお他にも間々見出される。

ところが、建長六年(一二五三)幸秀・頼秀が志賀能郷に渡した契約状によれば、高国府勝津留について、守護所大友頼泰が首藤<sub>(衛門大夫をもつて)</sub><sup>(2)</sup>、幸秀にかの所の一職を賜わりたいと要求してきたので、これを領状した。ただし能直後家尼深妙の仰せがあつたので、本讓状は相違なく志賀能郷に譲る、と述べている(同四)<sub>(六三)</sub>。これによれば、幸秀はなお勝津留地頭職を事実上領有していたらしい。正元元年(一二五九

備後法橋)の文書にも、「地頭ハひこのほけうの御房ニてこそわたらせ給候へ」とある(同六)<sub>(八六)</sub>。一旦譲与したものをなお知行しているのは矛盾するが、上述のような事情による猶子關係の譲与であるから、志賀氏も強いて去り渡しを要求出来ず、幸秀の一期を待たねばならない關係もあつたであろう。逆者の頼秀は、恐らく幸秀の子息かと思われるが、もしそうだとするならば地頭職去り渡し後の彼はどうなるのであろうか。地頭代職等の保留が考えられるが、文書にはそれらのことは見えない。

右に大友頼泰が要求した一職の内容は不明であるが、察するところ高国府が地形的に守護所として最適地であつたので、その一部の割譲を要求したものとと思われる。尼深妙が能直の讓状の旨を守り、守護頼泰<sub>(深妙の孫)</sub>の圧力に押されて幸秀が本讓状を頼泰に渡すことのないよう警告を發したことも注意をひく。大友屋敷の源流はここに發するものと思われれるのであつて、守護所を台地上に移すようになるのもこの後であらう。<sup>(3)</sup> 既述のごとく「高国府」の名称は平安時代からあつたらしいが、もともと畠として開発された勝津留が、次第に「高国府」の名称に転換するのは、地利を目的とする莊園から

政治的・軍事的意味を有する守護所への転化を背景に有するのであって、すこぶる興味ある事実である。翌建長七年（二五五）大友頼泰が能郷の長子泰朝に対して、

高国府

〔違背之義者、無不相違、可レ為ニ彼職ニ状、如レ件、

職ニ状、如レ件、

建長七年五月七日

（大友頼泰）  
（花押）

志賀太郎殿

のごとき安堵状を与えているのは、欠字のため詳細は不明であるが、泰朝が違背しなければ高国府の地頭職を安堵する、ということらしく、両者全く主客立場を替える状態になっているのは、すこぶる注目をひく。

すでに述べたごとく、康元元年（一二五六）尼深妙は志賀能郷に、勝津留は父能直が能郷を幸秀の子にする約束で譲られたものであるから別の子細はない、との書状を与えているのは、長期にわたって下地の去り渡しが行われないこと、その上に惣領頼泰の割りこみ等があつて、能郷が不安を感じたからであろう。頼泰が能郷の子泰朝に安堵状を与えているのも、何かの複雑な事情があつたのかも知れない。しかし深妙は、正元元年（一二五九）十二月には、勝津留地頭職と弁済

使職を譲り<sup>(5)</sup>（同四）、さらに弘長三年（一二六三）には子泰朝に弁済使職の讓状を与えている（同五）。所がこれより先、正

元元年正月には能郷<sup>(入道)</sup>（信寂）は大野莊志賀村とともに、備後法

眼幸秀の沙汰の所々をすでに嫡子泰朝に譲っている（同四）。

能郷の所労が原因のようで、この後彼は間もなく卒去したらし

く、弘長三年（一二六三）弁済使職が泰朝に譲られたのは、彼の死去のためであろう。

以上のごとく勝津留留は弥勒寺を領家とし、地頭職・弁済使職は大友志賀氏が兼帯し、その一部である隆国府は惣領大友頼泰が分領し、それぞれ伝領されたようであるが、これ以後領家との関係や地頭志賀氏との関係も史料面から姿を没す

る。これに代つて大友惣領家との関係が前面に出てくるのは、守護所として当国の政治的・軍事的中心地に上昇したからであろう。既述の石屋寺は、嘉元三年（一三〇五）大友貞親が山僧道勇を迎えて復興し、のち徳治二年（一三〇七）弟貞宗が上原に移して惣社山門寿寺と改め、豊前々司能直以来

代々の大友氏の菩提を弔う氏寺としたものである<sup>(豊府聞書)</sup>（<sup>那城雜誌</sup>）この時建てられた東井・仏性・法性・実相・宝幢・幽栖の六坊が、今日の六坊の地名の起りであるという。大友貞宗の裏

坊が、今日の六坊の地名の起りであるという。大友貞宗の裏

書きを加えた文保二年（一一三二）の道勇置文が伝存するの  
も偶然でない（大分県史料九）。なお現存の清滝山金剛宝戒寺も  
古国府の五丁津留にあったものを、徳治年中（元弘とも）に  
同じく貞宗が移建復興したものであると伝える（雑志）。弘安  
凶田帳によれば、荏隈郷・笠和郷ともに守護大友頼泰が地頭  
職を帯している。高国府を中心とする南北朝以後の大友氏の  
活躍は、すでに鎌倉中期ごろから準備されていたのである。

註

(1) 「先日譲進」とあるので、勝津留の譲与は貞応二年七月  
廿五日より前であるが、その譲状は伝わらない。

(2) この首藤氏は大友氏の被官であろうが、彼がどうして中  
介者となったかは判らない。柞原八幡宮文書曆応三年九  
月廿五日豊後守護代沙弥寂園請文（大分県史料九、二二  
一号）に、荏隈郷政所代首藤右衛門入道尊蓮なるものが  
見える。あるいはこれと関係があるかも知れない。

(3) 豊後国志には、大友氏は建久以後国府を修飾して館とな  
し、元弘以後その地を広めて上野原に及び、更に築いて  
城居となし、府内城と名づけた、と述べている。しかし  
その確証はないのであって、本文の解釈のごとくとすれ  
ば、元弘以前に上野原に移った可能性が強い。

(4) 後述の所によれば、志賀能郷は病身で、間々京都に上っ  
たらしい。あるいはそうしたことに関係があるかも知れ  
ない。

(5) 辨済使職得分は、門布、彩花とある（志賀文書、編年大  
友史料一、四八六号）

(4) 南北朝期以後の高国府

— 守護所としての高国府 —

康永元年（一三四二）志賀忠能は勝津留地頭職と都甲久末  
別符等を嫡子頼房に譲っている（志賀文書、編年大  
友史料二、六七〇）。志賀氏が  
勝津留地頭職を南北朝期以後も伝領したことを示す唯一の史  
料である。これ以後の勝津留は、大友惣領家の割譲させた高  
国府によって代表されるようになる。

建武三年（一三三六）足利尊氏西走の際には、大友惣領氏  
泰（代貞載）等は彼に従って太宰府に出陣した。しかし大友  
貞順・因幡兵庫助入道士寂（入田秀直か）等は南軍に応じ、  
小田頭成・魚返宰相房・日田櫛原兵衛次郎（野上文書、編年大  
友史料二、三八四）  
等とともに玖珠城にたてこもり、大友惣領軍の虚に乗じて「府  
中」に攻め入ろうとした。惣領制的分割相続から嫡子単独相  
続に転換する過程における惣領家・庶子家の反目がこの内乱  
を契機として爆発したもので、<sup>(1)</sup> こうした内紛は十六世紀末大  
友宗麟の北九州制覇まで間断なく連続する。さてこの時惣領  
家の危機を救ったのが勝津留地頭志賀頼房（能長）<sup>(時)</sup>で、彼が真

先に高国府に馳せつけて旗を揚げたので、尊氏方に志ある国  
 中地頭御家人はすべて彼の手に集まり、その軍勢をもって府  
 中を警固し、着到等を太宰府に注進したという(志賀文書志賀  
 同三)。今後「高国府」と「府中」(のちに府内)二様の名称  
 が用いられるが、前者は守護所の所在地であり、後者は高国  
 府を中心とする社寺・町屋・古国府・旧守護所等を含めたよ  
 り広範圍の政治的・軍事的都市を意味するものであろう。大  
 友屋敷には今も城門の趾や湟等が残っているが、こうした城  
 砦の構築も、南北争乱の長期かつ深刻化するに伴って急速  
 に整えられたものと思われる。

玖珠城の南軍がその後もしばしば高国府をねらったのは、  
 ここが豊後国北軍の統帥部であったこと、籠城軍の一中心が  
 反大友惣領に結集した大友庶子軍であったことに原因するも  
 のと思われる。植田荘一分御家人寂円(大神姓植田氏)は建  
 武三年(一三三六)正月から府中を警固し、六月敵方が高  
 国府に乱入しようとしたので宮瀬に要撃して船岡に追い上げ  
(今村孝次藏植田  
 文書、同三九八)、さらに同七月には敷戸普練・賀来弁阿闍梨・  
 同弟孫五郎等が玖珠城を出て大分郡植田荘靈山寺に立てこも  
 り、同山衆徒を語らって植田大輔房有快の館を焼き(植田荘、  
 条参照)、

進んで府中高国府を攻め取ろうとしたので、戸次朝直及び守  
 護代などともにこれを追却した(同三)。建武五年(一三三  
 八)凶徒蜂起のため、都甲荘一地方地頭大神(都甲)惟世が命  
 によって到着警固した「豊後国府」も恐らく高国府のことで  
 あろう(都甲文書一三、  
 大分県史料九)。

観応の擾乱によって九州の北軍は勢力を失い、尊氏の南朝  
 帰順に従って大友惣領氏時・田原直貞等も官方に降ったが、  
 正平七年(一三五二)には尊氏の離反とともに南軍に叛いた。  
 そこで懐良親王は、正平一〇年(一三五五)豊後日田から玖珠  
 を通り、大分郡由布・挾間をへて豊後国府を攻めてこれを陥  
 れ、豊前路を進んで博多に攻め入った(木屋文書、有間文書、  
 阿護文書、薩藩旧記)。  
 大友氏時は一旦親王軍に降ったが、再び離反して北軍となっ  
 た。こうした南軍の猛攻にあって自ら戦時の城郭が必要とな  
 り、府西の高崎城が大友氏の籠城の場所となった。正平一四  
 年(一三五九)少式頼尚が筑後川の大合戦に敗れて官方の最  
 盛期を迎えたころ、大友氏時は北軍諸将とともに幕府に探題  
 の下向を請い、康安元年(一三六一)斯波氏経が氏時に迎え  
 られて豊後府中に入った(十月廿八日斯波氏経  
 書状、阿蘇文書下)。豊後府中が北  
 軍の九州経営の拠点となったわけで、それだけ南軍の攻撃が

ここに集中されることになる。

康安二年（一三六二）九月、少武冬資以下宗像・松浦党等二万余騎の北軍が豊後に集結したが、菊池武光も大軍をもって豊後府中を攻略した。探題氏経は高崎城から、肥後阿蘇惟村の来援を求めている（九月九日斯波氏経）。武光は府中万寿寺を占領してここを陣所とした（正平十七年十一月廿五日安富深江）。氏経・氏時は筑前に打って出たので武光も府中を退いて筑前国長者原に氏経軍を破った。氏経・氏時は退いて高崎城により、少武冬資は岡城に、宗像・松浦諸氏は臼杵城に入り、武光また迫撃して府内に入り諸城を攻めた（大友文書文書・松浦文書・志賀文書、編年大友史料二、二一三―一九）。  
康安四年（一三七一）探題今川了俊の入部の際にも、子義範が田原氏能等に案内され、備後尾道津から海路高崎城に入った（入江文書、大分県史料一〇、六三九、六五三）。このころ菊池氏の攻撃は激烈をきわめ、籠城した田原氏能は同八月から翌年正月二日までに百余度の合戦をしたと記している。  
このように戦乱の激化するにつれ、高崎城が大友氏の最後の拠点と化した。が、兵站基地としての高国府の意義は失われないのみか、了俊の経営によって北軍の勢力が漸次圧倒的となるに及んで、再び政治的拠点としての価値をとりもどし

た。貞治三年（一三六四）の大友氏時所領注進状（大友文書録二六）、永徳三年（一三八三）の同親世所領注進状（大友文書一五）等にも「高国府村」が記され、なお在隈郷・笠和郷も同様である。志賀氏が勝津留に屋敷を有したかは明らかでないが、近くの笠和郷勢久世宇には屋敷と塩浜在家があり、（志賀文書、編年一、六一六）、大友田原氏も大友氏時のころ隆国府市屋敷一所を有し、氏能の弟南浜和尚が相続して積善菴を建立したが（荒巻文書、大分県史料一〇、七八四）、  
康安二年（一三九五）氏能の子親貞は、この「ふんこのうの屋敷」を子鶴松丸に処分している（草野文書、同三）。  
これらが直ちに志賀氏や田原氏の屋敷となったかは徴すべきものがないが、大友氏が戦国大名化するに従って、その家臣化した一族庶流や被官の屋敷が次第に集中するに至ったことは疑いない。

大友時代と伝えられる旧府内城下<sup>(3)</sup>には、高国府は記されず、北方大分川沿いの平地部に大友館を中心とするデウス堂及び寺院・町屋が記されている。その製作年代に疑問があり、この大友館と高国府の大友屋敷との関係についても検討を要するものがあるが、寺院や町名等の合致する所が多いので、ほぼ宗麟時代の府内の状況を示したものと一般的に信ぜ



## 二 津 守 荘

### (1) 成 立・領 家 職

津守郷の莊園化したものである。大分川をへだてて國府の置かれた荏隈郷に対し、その渡瀬は重要な交通路として津守が置かれ、ここから津守郷の名が起こつたものであろう。江戸時代初期、越前宰相忠直（一伯公）の流躋地であり、その書状や彼が熊野神社に奉納したと伝える熊野権現絵巻等が村共有として伝存する。現在その大部分は大分市（大字津守・片島・羽田・曲）に属し、一部は大分町に属する。（後述）

次に述べる通り、同郷内勾別符の成立していた平安時代寛治年間（一〇八七―九四）にも津守郷と記されているので（宇佐大鏡）、當時なお津守荘の成立していなかったことがわかる。西岡虎之助氏は、当荘が寛治六年（一〇九二）宇佐宮領として成立し、のち撰関家を本家としたと述べているが（莊園史の研究上、二二―二頁）、氏の示された宇佐大鏡・建久図田帳には見えず・九条家文書に宜秋門院領とあるが右のような成立過程等(1)は全く記されていない。勾別符の誤りではあるまいか。

当荘の初見は弘安八年（一二八五）の豊後國図田帳で、同

書には次のごとく見える。（傍注は三浦本）

津守庄百七十町 領家勘解由小路中納言家

五名九十六町内

光永名十六町八段九十步

恒元名十町三段半三十步

別作二十一町七段九十步

片島二十六町九段大

岩屋二十町九步 (二、作領主) 地頭御所女房輔御局

勾保四十六町一段三百步地頭勾兵衛次郎惟益法名智行 (三、當知行不分明)

同左衛門尉尚泰法名行日

福成名二十七町八段三十步 敷戸小次郎真直 (三、御家人) 法名 寂連

総面積は一七〇町步で、当國の莊園としては中位の規模である。領家は勘解由小路中納言家とある。後藤頼田は図田帳考証において、徳治三年（一三〇八）に卒した勘解由小路中納言兼仲卿に比定している。(2)しかし彼は正応五年（一二九二）にはじめて正四位上で参議に任じて公卿に列し、権中納言に任ぜられたのは永仁元年（一二九三）のことであるから、図田帳の条件には合致しない（公卿補任）。従つてその父である文

永一一年（一二七四）卒の前権中納言経光に比定する以外は

ない。弘安年間にはすでに死去していたのであるから、「跡」とあるべきであるが、岡田帳は直人等が「粗令<sup>三</sup>注進」めた「無<sup>三</sup>四度計」きものものと断わっており、他にも同様の事例は多いので、異とすべきではあるまい。従って跡とすれば二子兼仲がついでいた筈であるから、考証の比定は強ちに誤りとはいえないことになる。

勘解由小路家がどのような関係で当荘の領家職を帯するに至ったかは一切不明であるが、その祖父光や兼光等が平安末、鎌倉初期にかけて太宰権帥に任ぜられているので、あるいはそうした際に郡郷司等の寄進を受けたのではないかとの一般的憶測が可能なのである。

以上の領家職から見て津守荘は当然「遠隔地荘園」の類型に属することになる。

註 (1) 宇佐大鏡には勾別符の記述はあるが、津守荘のことは見えない。建久岡田帳というのが到津文書の豊後国岡田帳

宇佐宮領抜書を指すのであるならば、これにも記されていない。九条家文書には見えるが、寛治六年の成立等は記されていない。

(2) 公卿補任は兼仲とあるが、尊卑分脈には兼光とある。後

者の誤りであろう。

(3) 参考のため略系を掲げる(尊卑分脈四〇)。



(2) 名及び地頭職

惣地頭職について何等の記述がないのは、もし脱落でなければはじめから存在しなかったものであろうか。「五名九十六町内」とした五名中の光永名・恒元名・別作・片島の四名についても、小地頭職が見えないのは解しかねる。恐らく転写の際の誤脱であろう。

以上のうち、恒元名は太宰津守の中に「常元」の小字があり、片島は太宰津守として現存、岩屋は太宰津守の別字として

て存在するので、大休名の故地を推定することが出来る。しかし光永名と別作は所在不明である。備後国大田荘の例からすれば、別作は莊縁辺部の新開田であるから、恐らく当荘の周辺部に在ったものであろう。

これらの諸名で地頭職の判明するものは、岩屋の「地頭御所女房輔御局」だけである。考証に比定された大友親秀の長女で、「後嵯峨法皇皇后・齋宮御女」(御母)とある人を指すのであろう(田原系図)。群書類従本大友系図には、

後嵯峨法皇依三御寵愛、蒙三准后宣旨、齋宮之御母堂、

と見える。「御所女房」であるので「皇后」とするのは誤りであり、類従本の記述が正しいようである。後嵯峨院の皇女で齋宮になったものは愷子内親王以外にない。その母は「二条局」と見える(本朝皇胤系圖)。恐らくこの人であろう。大友親秀が京都の公家と関係が深く、その女が権貴に嫁ぎ、また彼の後室は二条親兼女で太政大臣久我通光室であったことは、かつて述べたことがある。(1)後室は齋宮祖母ともあるので(尊卑分脈)、その女が宮中に入ったことは確かである。この齋宮というのは、先夫久我通光との間に生れた女の所生には見出されないから、どうしても親秀との間の女の所生としなければならな

い。恐らく親秀との間に生れた女を後室の生家である二条家の養女として、宮中に奉仕せしめたものであろう。「二条局」といわれる理由がこれによって解釈がつかぬのである。御所女房が岩屋の地頭職を帯するものは、父親秀から譲られたものに相違ない。

前に述べた通り、津守荘は守護所に近いので、早くから大友氏が地頭職を確保したことは当然考えられる。津守に現存する大分大明神は、社伝では大友能直が下向の際建立したものと(大分社文書、大分県史料九、四〇四)。のち十五代親繁が中興し、修理料として毎年二貫四〇〇文を寄進し(同三九五、六、四〇〇)、その後も永く修理や祭礼を行なわせている(同三九九、四〇三)。津守荘と大友氏との関係の一端が知られる。(3)

勾保は今日の大字曲の地に当る。勾保として当荘の中に含まれてはいるが、実は津守郷の別符として成立した宇佐宮領であるから、次章に改めて詳述する。

最後の福成名の所在は明らかでないが、その地頭敷戸氏の姓からすれば、大分町東植田区敷戸に当たるであろう。この文書によれば、津守荘内敷戸二〇町等を大友親綱が田北親増に預けているので(續篤年三三〇六)、敷戸が当荘内であったこと

は疑う余地がない。福成名が敷戸附近に当たるとすれば、勾保を中にはさんで最も荘の中心からはなれた縁辺部にあったことになる。図田帳にはじめの五名を九六丁として、他をそれと区別しているのは、勾保は上述のごとく別符として領家が異なるからであろう。このことからすれば、福成名も位置的関係からみて、津守本荘とは発生を異にするものがあつたのではないかと想像される。あるいは加納として成立したものではあるまいか。

大字津守には、「公文園」および「堀ノ内」の小字があつて若干高くなつてゐる。前者は恐らく荘園時代の公文屋敷の址と思われ、後者は地頭屋敷(ないし荘政所)の址であろう。この附近が津守荘の中心であつたことはその地形からして、また前記松平忠直の配所のあつたことから容易に想像される。ここに常元の小字があるので、恒元名が荘家の所在地であつたとして大過あるまい。

註 (1) 拙稿豊後国日田郡日田荘・津江山・大肥荘について(大分県地方史一七―二〇合輯号)。

(2) ただし「輔御局」とある「輔」については、なお解釈がつかない。なお大野郡大野荘上村二十五町五段に、「横

尾跡御所女房按察使御局」とある「按察使御局」とも同一人のものであるが、この局名についても未詳である。今後の検討を期したい。

(3) 大分社には永和二年(一三七六)以後の文書があり、境内には、「大分社奉納如法經康永二系乙酉八月日沙彌妙圓」の銘ある宝塔一基があり、その歴史の古さが知られる。

### (3) 南北朝期以後の津守荘

南北朝期以後当荘がどのように変動したかは、史料が極めて断片的であるから、殆んど体系的な敘述は困難である。散見する史料を点綴して、知り得る限りの当荘の動向を記して置く。

前章に述べたごとく、建武三年(一三三六)豊後の南軍は玖珠城に立てこもつて足利方と対戦したが、この時籠城軍に加わつた敷戸孫次郎入道普練は、記述福成名地頭敷戸氏ののちと思われる(今村孝次文書)。翌四年(一三三七)探題一色範氏が、

敷戸弥次郎入道寿延跡地頭職を肥前国御家人深堀孫太郎入道時通に充行つてゐるのは(佐賀県史料集成四、深堀家文書二、寿延が普練と一族で同じく南軍に覚したためであろう。範氏は

豊後守護代（寂円、植田氏）及び賀来莊地頭賀来成阿に下地の打ち渡しを命じているが、寿延は子息又次郎が京都合戦で將軍家の御教書を賜わり、攻珠城攻めにも軍忠状に大將軍の一見状を与えられていることを理由に、去り渡しを肯んじなかつた（同一）。範氏はさらに賀来成阿及び植田大輔房有快に命じたが、やはり寿延は頑強に主張して渡さなかつたようである（同一九）。

このように一族が兩軍に分れて攻伐することは、すでに述べた家族制度の転換が根底にあり、それだけにこの争乱の深刻さがうかがわれるが、一面また兩軍に分かれることが、何れに転んでも所領を保全する道であつたことも忘れてはならない。

敷戸氏その後の動向は、全く不明である。永享七年（一四三五）大友持直と同親綱が争つて戦つた際、親綱は持直に覚した田北親増を味方にさそひ、翌年（一四三六）敷戸二〇丁を充行い、さらに残り四丁も幕府上使（景臨）が親増に与えているところをみれば（山北文書、續編年三、二九〇一・三〇六）、敷戸氏は本領を失つたものであろうか。攻伐のはげしい守護所近くで、小領主が時勢を乗り切つて所領を全うし封建領主化する

ことは、至難のことであつたに違いない。

南北朝期以後の在地は、領家等とは全く無関係に動いたやうで、勘解由小路家との関係は全然史料面には現われない。

ところが文龜三年（一五〇三）ごろになると、何時の間にか当莊が紀州熊野山本宮神領として燈油料所となつてゐることが知られる（大友家文書録、續編、年六、五三一六一）。南北朝時代兩朝ともに熊野

三山の衆徒を懐柔するため、多くの所領を寄進したので、あるいはその間のことではないかと推測するが、決定的な史料を得ない。熊野三山檢校は京都聖護院門跡が兼帯したので

（日本歴史、大辭典）、津守莊も同門跡が進止し、文龜ごろには京都新

熊野社智蓮光院經宣が所務をつかさどつていた。恐らく領家職であろう。ところが豊後守護大友親治と智蓮光院との相論が起こり、親治が貢物を抑留して經宣が幕府に訴えたので、幕府政所寄人が親治の非法を停めた（同五）。親治は、津守莊

については代々相違なく申し付けてきたが、「競望の方」があるためか下知まちまちであるので、不審のため貢物を押し置いたものである。しかし幕府の命令があつたので、智蓮光院代官に打ち渡すやう、としより老どもに申し付けた、と答えている（同五四）。このころ聖護院門跡雜掌は、熊野三山領豊後因津

守荘は檢校の御進退であるから、雜掌方に安堵されんことを

訴え、幕府から安堵の奉書が成され、抑留された年々の公用

は門跡雜掌に渡付すべきことが親治及び智蓮光院に下知され

ている(同五六)。右に「競望の方」があり、下知まぢまちで

あるというのは、こうしたことを指すのであろう。しかし智

蓮光院経宣は、難渋して打ち渡しに成じなかつた(同六)。

永正一〇年(一五二三)智蓮光院宣世が幕府にたてまつつた

申状によれば、熊野山本宮領津守荘は燈油料所として当知行

すべき由、当檢校円満院宮御門跡(仁悟法親王)が令旨を成

されたところ、聖護院御門跡(道増)雜掌が幕府の奉書を

かすめ給わつた。すでに先御代(聖護院道応法親王)の時も

この事があつたが、申し披きによつて事なきを得た。道応法

親王の御書・円満院御門跡の令旨に任せて、元のごとく知行

を安堵されたい、と述べている(古今熊野記録、大日本史料九)。

當時は、三井寺円満院宮門跡が三山檢校を兼帯していたもの

らしい。右の訴状によつて、同一二年(一五一五)二月、後

柏原天皇は聖護院雜掌の押妨を停め、宣世に安堵した(頼經卿

九の五同年二)。

この年壬二月、宣世は次のような条件で、櫛木房宣守に津

守荘の年貢を請負わせている。

(端書)

野山本宮津守供僧職

豊後國津守庄申合条々之事

(國請)

百貫文之内六拾貫文納可レ進候、

算用取渡可レ申事

一路錢之事ハ、半分宛用意可レ有事

(一國)

より送状、木屋かたより状共、先々

一福本方ニけいやく、三ヶ年の間、高のそきにて可レ有事

(一何事)

も入目出来候者、高のそきにて可レ有事

(右)

条々申合定上者、いさゝかのさおいあるへからず候、若

ふさたの子細候者、やうにもさいそくニ可レ預候、仍

為ニ

状、如レ件、

櫛木坊

永正拾貳年後貳月九日

(智蓮光院)

進之候

宣守 (花押)

(京都大学所蔵古文書集、同上)

國請百貫文とあるのは、現地における年貢の高で、そのう

(若其内之候ハ)、

(之ごとく憑)

ち六〇貫文を櫛木坊宣守が智蓮光院に進納する、というのである。年貢が銭納となっているのは、注意されてよい。もし「其内之儀候ハ、算用取渡可レ申」というのは、規定額以下であるようなことがあれば、算用状を（大友氏からか）取って渡す、という意味かと思われるが明瞭でない。第二項は年貢銭徴收の路銭は、智蓮光院と櫛木坊が半分宛負担する、というのであろう。第三項は、国からの送状は、木屋かた（守護大友氏か）よりの状とも、先々のごとく渡す、という意であらうか。前々項と総合考察すれば、恐らく大友氏の守護請となつていたもので、國請百貫文というのは守護請額であらう。とすれば第三項は、櫛木坊は大友氏から年貢を受け取る請け負いで、このような契約となつたが大友氏からの算用状は従来のごとく取沙汰する、というのではあるまいか。第四項は福本方の性格がわからないので、最も難解である。強いて憶測を加えれば、福本は倉本で、問いなし為替業者などではなかつたかと思われる。「高のぞき」とあるのは、第五項にすべての入費は年貢高から差し引く（六〇貫の内から）とあるのと関係する。請負者の櫛木坊というのは、新熊野社の塔頭かと想像するが、これも遺憾ながら未詳である。

永正十四年（一一一七）幕府は聖護院雑掌の競望を停め、宣世に安堵の奉書を下した（古今熊野記録、同九の六、永正十四年三月十一日条）。その後も雑掌の競望が続いたことが知られる。幕府は守護大友義長に尋ね下した所、「有<sup>中</sup>祈念之子細之条、止<sup>三</sup>武家締、一円可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>御直務<sup>一</sup>」（略）といい、別儀なく新たに寄進するとの返事が到来した。なお知行の実否を糺明したところ、宣世の知行は炳焉であるから、年貢は彼に渡付すべき旨の奉書を大友父子（義長・親安<sup>二</sup>義鑑<sup>一</sup>）に下し、雑掌の競望を退けるとある。

「一円可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>御直務<sup>一</sup>」と記されている所を見れば、大友義長は守護請を停めて智蓮光院の直務支配を認めたもののものである。戦国時代に至つてもなおお荘園制が存続するだけでなく、直務支配が復活したことは注目に価するが、これは「祈念之子細」ありとする大友氏の古い信仰を抜きにしては理解出来ない。（11）この前後畠山政国・毛利元就・今川義元・徳川家康等の戦国武将も、熊野社に多く所領を寄進している（日本歴史大辞典）。こうした特殊な社領においては、遠隔地荘園でもなお戦国期まで存続し得たことは認識を新たにすべく、従来荘園制が南北朝期をもつて崩壊したとする通説は、再検討を要す

るものがある(日本歴史講義)。  
(座第三卷)

智蓮光院の直務が何時まで続いたかは不明で、そのの間もなく大友氏の請負に転じたものようである(大友文書録、續)。  
(編年六、三四七)。  
しかし大友義鑑の時代に至っても、なお神物の納入は続いている(同七の五一)。  
(九の二八)。

宗麟時代の津守荘の状況は判らない。次の大友義統は、天正一九年(一五九一)安部久三に父祐清遺跡として津守荘淨免十貫分等を安堵している(大友史料二、四七一号)。(2)すでに宗麟のキリスト教入信、国内神社破却の後であり、また熊野山では新宮の堀内氏が豊臣秀吉に叛いて所領を没收されているので(日本歴史大)、当然その支配権は失われ、大友氏の所領と化してはたはざである。

今日津守の碓山上に熊野神社があり、津守荘が熊野本宮領であった時代の名残をわずかに止めている。当社の原社地は山下の大字津守字宮ノ前附近で、明治四四年(一九一〇)現在の山上に遷座したものである(同社)。宮ノ前の近くに公文園・堀ノ内などの小字のあることは前に述べた。この社の創始の時期は不明であるが、恐らく当荘が熊野本宮領となつたころのことで、津守荘統治の精神的中心とされたものである

う。

以上のごとく、津守荘の室町時代以後の在地の動向は全く判らない。これに対して、龍頭蛇尾に終る大部分の遠隔地莊園の中にあつて、戦国期の領家関係の史料を残すのも異例の存在といふべきである。

#### 註

(1) 恐らくその背後には、熊野水車の援助を得る意図もあつたのであろう。

(2) 大友宗麟の社寺破却に関しては、伝承や江戸時代の記録以外、日本側古文書によつて確認されるものはほとんどない。しかし耶蘇会士バードレ・フランシスコ・カブラルの一五七六年(天正四年)九月九日の通信によれば(耶蘇会士日本通信豊後篇下、一四二頁)、次子親家が受洗後府内の寺院を破壊したことが見え、義統もまた天正六年には社寺の所領を没收して家臣に与へ(一五七八年十月十六日ルイス・フロイス書翰、同三〇一頁)、宗麟父子は由原八幡宮の祭礼に列する慣例を止め(同三〇七一頁)、一五七九年(天正七年)十二月十日のフランシスコ、カリヤンの報告にも(同、三六二頁)、両王(宗麟・義統)が寺院を破却し、僧徒を侮辱したことが記されている。

### 三 勾別符 (勾保)

#### (1) 所在・面積

もと津守郷の一部で、今の大分市大字山の地に当たる。のちには津守荘に含められたことは前に述べた。別符とも保ともまた加納ともあることから察せられるごとく、本荘との微妙な関係が原因である(宇佐大鏡)。

宇佐大鏡には、寛治五年(一〇九一)のころ、「水田參拾陸町漆段伯捌拾歩・畠參町」で、約四〇町歩の広さであるが、弘安八年(一二八五)では「四十六町一段三百歩」とみえ、六丁歩余増加している。約二世紀の間の加増によるものであろう。

#### (2) 成立と宇佐宮領化

大鏡によれば、平安時代寛治年間(一〇八七—一九四)以前に、すでに勾別符は勾六郎藤原貞平二假名内藏富近の所領となっていた。当時はなお「津守郷勾別符」と記され、津守郷は荘号を称しておらず、貞平は「彼郷司」とも見えるので、津守郷司であったことがわかる。恐らく郷司である貞平が国司に申請して開発し私領としたもので、別納の免符を得たの

で勾別符と称したものであろう。(1)

こうして成立した勾別符は、朱雀帥といわれる大宰帥藤原伊房の任中、貞平の「蔵司納物」の代として府に進められた。「蔵司納物」とあるのは、貞平の假名が「内藏富近」である所から察すれば、恐らく彼のことかと思われ、その官物の滞納の代に当所を府に進じたものであろう。この時帥伊房はたまたま宇佐宮の小椋山南麓の宮曹子の東に三味堂を建立したが、その仏聖燈油料として寛治五年(一〇九一)六月これを寄進した。その面積が既述の水田三六丁余と畠三丁である。その寄進状によれば「宿意を上げて都督の任に至ったので、一堂を建てて三味を勤修し、鎮護國家・子孫繁昌を祈りたい。そのため当所の地子をもって燈油仏供料に割き、供僧の日供にあてる」とある。

ところが同年七月豊後国に下した府下文によれば、本主貞平は官物負累のため逃亡したとある。従ってこれを府領とし、さらに帥伊房が三味堂に寄進し名田分の公事・雑物を免除することを下知したが、郷司(前司ともある)貞平は国庁宣と称し、面々の使を付して名主等を陵辱したので、富近名(主力)<sup>(3)</sup>子等が訴えた。府政所は重ねて国司に命じて免除するよう下

知している。これによつて貞平が津守郷の領主権を失った事情とその後の動静がわかる。この下文の限りでは宇佐宮に対する免判が雑役免に過ぎなかったようであるが、これは先の「地子」寄進と矛盾する。恐らく、貞平の付使陵儀が雑役の責徴にあったので、これを停止し重ねて宇佐宮に免除したものであろう。

さて右の史料に、貞平の旧領を「富近名」とよんでいるのは彼の假名からきたもので、名の名称が假名による場合の多いことは、しばしば指摘したところであるが注意すべきである。府官や国郡郷司・大宮司等の場合に本名を用いなかった例の多いことを見れば、名の成立には本名をばからねばならぬ事情があったものであろうか。今後の検討を要する問題である。勾別符の面積は四〇丁歩に近かったので、富近名は領主的名であったことになる。しかも貞平の付使に対して「名主等」が名田分の公事・雑役について訴えたところをみれば、彼の逃亡は少なくとも二人以上の名主がいたようである。富近名の分割の結果であるか、それとも富近名中の名であるかの区別は明瞭でないが、伊房の寄進状に「地子」とあり、別に「宮石物加地子米二十石」とあれば、大体後者と

見る方が妥当で、富近名とあるが貞平は加地子領主であり、宇佐宮には加地子領主職が寄進されたことになる。

註 (1) 「別符」については、拙稿大友時代の別符(大分県地方

史十一—二合巻号) 参照。

(2) 「藏司」とあるのは難解であるが、貞平の假名「内藏富近」から見て、国ないし郡郷の「倉裏」のことをつかさどる下級在庁官人で、津守郷司をも兼ねていたのではあるまいか。

(3) 宇佐大鏡には「富近名字等」とある。文字通り「名字」であるならば、名字史料として極めて興味があるが、ここには一応「名主」の誤りと解しておく。

### (3) 中世の勾別符

勾別符に関する寛治以後の史料としては、平治元年(一一五九)の外題一通、文治五年(一一八九)の杜家(公通衛)施行、取帳一七通、府宣三通、訴状一通等が建武元年(一三三四)ごろまで伝わっていたらしいが(永弘文書一)、現存しないので遺憾ながらその後の状況は判明しない。従つて次に見られるのは弘安、凶田帳で、前章に述べたごとく津守荘の一部として、

勾保四十六町一段三百歩 地頭勾兵衛次郎惟益法名智行

同藤左衛門尉尚泰法名行日

と見える(三浦本作御家人)。

第一に注意すべきは、「勾保」として津守莊に含められていること、第二は地頭として勾氏が在地している事実である。第一については、「勾別符」のほかに「富近名」とあることは記述の通りであるが、この「勾保」を加えて三様の呼

び方があったことを示めすもので、宇佐大鏡には別に「加納」とも加筆されており、<sup>(1)</sup>当所の厳密な性格を捕捉することを困難ならしめている。当所に対する「別符」と「保」のあいまいな使用は次表の通りであって、今後その混乱がはげしくなる。

年 代	西 曆	名 称	文 書	出 典
寛治五年	一〇九一	津守御勾別符	大宰帥藤原伊房寄進状	宇佐大鏡
同	同	富近名	大宰府政所下文	同
同	同	津守庄加納	同	同
弘安八年	一二八五	津守庄勾保	豊後国岡田帳	同
建武元年	一三三四	津守庄勾保内一法師半分	後醍醐天皇諭旨	利根文書
同	同	豊後国勾別符	僧神賀契約状案	永弘文書一 の二四二
同	同	豊後国勾別符	僧神賀三味堂料所文書 請取状案	同二四三
正年一三年	一三五八	勾別符	大宮司宇佐公居拳状案	同三四二
永徳二年	一三八二	ふんこのくにまかりひう	某契約状	同三九一
応永二〇年	一四一三	豊後国勾別符	永弘重輔寄進状案	同二の五〇六
享徳□年		津守庄勾保	番長当知行注文	同 七八三

長祿二年	一四五八	津守別府勾保	惣檢校益永通輔注進狀	同	八〇六
永正・大永頃		勾保	永弘重行書狀案	同	三一八〇二
天文九年	一五四〇	津守庄	某書狀案	同	四の二三一一
天文二四年	一五五五	豊後国津守庄	津守庄宇佐宮社米錢文書案	同	一三三〇七
永祿七年	一五六四	津守社納錢	奈多鑑基書狀案	同	二三三九三

図田帳や後醍醐天皇綸旨等、外部からは「勾保」とよび津守庄の一部とするが、宇佐宮側では「勾別符」・「まかりひう」といい、これとは区別する。しかしのちには「保」と称して津守庄に包含し、時には「津守別符勾保」のごとく両方を混合して用いている場合さえある。何れも私領であるが、公領的性格をより多く残す保と私領的性格の強い別符とは元来区別があったはずであるが、その類似性のため往々にして混同されがちであり、ここでは両者の区別がほとんどつかない状態となつたらしい。宇佐宮側が「勾保」と称するのは亨徳からで、中世末期天文以後になると、専ら「津守御神領」と記され、「別符」・「保」ともに全く見えなくなる。莊園制が崩壊に瀕し、「別符」・「保」の何れであろうとも宇佐宮の支配権や得分権に影響がなくなつたからであろう。このよう

になるのは後述のごとく、勾別符が永徳二年（一三八二）ごろ津守莊家の請所となつたらしく、こうしたことがその重要な要因をなすものと思われる。

地頭勾兵衛次郎惟益（法名）・同藤左衛門尉尚泰（法名）は、さきの開発領主「勾六郎藤原貞平」と姓の同一であることが注目される。図田帳考証には豊後大神系の佐伯惟康の六男に当るといふ惟益に比定しているが、大神系（史料編纂）には見えない。隣井植田莊や賀采莊・阿南莊等に大神一族の繁栄したことは事実であるから、（後述）その可能性はあるが確証がない。姓の同一からすれば、開発領主勾六郎貞平の後かとも考えられるのであって、若しそうだとすれば、一旦領主権を失つたのち使を付し名主を陵躒した貞平が居ずわり、その子孫が地頭職を帯したのではないかと思われる。建武元年（一

三三四) 五月、後醍醐天皇は津守莊勾保内の一法師半分(号末)  
(利根文書、編年二、二)  
安) 地頭職を首藤新左衛門尉俊秀に安堵している。  
五) 勾別符内の小地頭職であろう。勾氏の地頭職は惣地頭  
と思われるが、同氏のその後の動向は全く不明である。中世  
末期の史料によれば、莊官として公文・専道のいたことが知  
られるが(永弘文書四、二二〇の六)、勾別符のものであるか、津守莊のも  
のであるか明らかでない。

藤原伊房の寄進は三味堂料所としてであったが、この関係  
は建武元年(一三三四)まで明瞭に存続している。同年の文  
書によれば、当堂料所として衆徒である雑掌神賀が沙汰をし  
ている。この年沙汰のためとして、神賀は田染神主から勾別  
符の文書(既述)を借用し、別符半分を神主に渡す契約状を出し  
ている(同二、二)。何かの関係で、田染神主に入質する等のこ  
とがあり、この際中分したものであるかも知れない。これ以  
後勾別符が「下宮号御炊殿御供米料所」とか(同二、二)、「御炊殿御  
菜免」と呼ばれ(同二、七八)、番長永弘氏進止分の一部となる  
のは、右の分割の結果であろう。正平十一年(一三五六)大  
宮司宇佐公居が、田原別符・田染莊系永名・勾別符等に関す  
る永弘重輔の申状を奉行所に挙申しているのは、地頭等の押

領に関するものと思われる(同二、三四一)。ついで永徳二年(一三  
八二)「まかりひう」の加地子宇佐の定米半分領家方弁四貫  
文を、毎年八月中に使を下して受け取る契約を結んでいるの  
は、差出書・宛所を欠くが、のちの文書によれば永弘重輔と  
津守莊領家政所との下地請所に関するものらしい(同三、九一)。す  
なわち、

勾保 宇佐宮御供米錢為一催促、進二定使候、任三先例御  
社納可三日出度候、巨細彼神人可レ申候、恐々謹言、

(永正・大永頃)  
十一月八日

(永弘)  
重行(花押之)

津守領家

御政所殿御宿所 (同三、一)  
(八〇二)

とあるのがこれで、「津守領家」は既述の智蓮光院と考えね  
ばならないが、供米錢納入の実務は現地の莊家政所がつかさ  
どったであろう。請所とはいいなながら番長永弘氏は定使を派  
遣して供米錢を催促させているので、宇佐宮は全く下地支配  
から手をひいてしまったのではないようである。領家が現地  
にある近在莊園であるから、宇佐宮の支配権が戦国期まで継  
続する所以であるが、すでに請所として異なる領家の津守莊



かしのちの文書(年代未詳、永祿元年以後)によれば、「当御代以来不知行分」として、下毛郡宮時莊(田原親賢家来衆存知)・宇佐郡下宮御菜免一反二五代(豊田藤兵衛存知)などととも(府)に、符内津守両家方御徳錢三貫二〇〇文は永祿元年(一五五八)白杵鑑増が押領して今に不納と記されている(同二四)。恐らく大友宗麟のキリスト教入信のころと考えられ、当所の復興は不可能であったものと思われる。勾別符の歴史はすでに終わったのである。

註 (1) ただしこの部分は、小嶋鉦作氏本にはないので、後の加筆と思われる。

(2) 奈多鑑基は国東郡安岐郷奈多八幡社の神官で、彼の姉妹は大友宗麟の正室である。大友氏の重臣としての鑑基の社領保護政策の影響をも考慮しなければならない。ただし彼が宇佐大官司を殺したことは有名である。

## 四 植田 荘

### (1) 成立及び本所

大分郡植田郷の地で、もと植田村・東植田村・野津原村一帯にわたる地域である。北は大分川をはさんで賀来荘や国府・守護所であった荏隈郷、及び河東の津守荘・勾別符と堺し、

東は戸次荘・判太郷(所在・範圍なお検討の余地あり)、南は大野郡、西は大分郡阿南荘に接した。ただし北部の大分川南岸の小野鶴(もと植田村の部)が賀来荘に属したことは、別に詳述した(既述紀要論文)。国府に近く、大分川の支流である七瀬川を作る平地が相当広く開けており、今もなお条里の跡が明瞭に残存している。今は「植田」の字を用いるが、古くはすべて「植田」と記している。荘の成立過程は全く不明で、保元二年(一一五七)三月廿五日の太政官符に、前年の保元乱に敗死した藤原頼長の没官領の一荘として、

豊後国壹所

植田荘

とあるのが初見であるから(兵範記、同日条)、十二世紀中葉以前に成立し、摂関家領となっていたことだけを知り得るに過ぎない。この時平忠貞・同正弘の所領も没官されたが、頼長の所領はすべて二十九荘で、北は陸奥・出羽から、西は筑前・豊後に至る十九カ国にまたがっていた。恐らく受領層等を介しての寄進によるものと思う。

右の官符によって、没官領はすべて後院領にあてられ、官物は国宰に弁進し地利は院家に納めることとされた。いわゆ

る半不輪領であるが、「但元来不輪田畠非此限」とあるので、それ以前の状態によつては不輪荘となつた可能性はある。後院というのは天皇讓位後の御座所にあつたため豫め定め置かれた御所のことで、天皇の御代ごとに離宮の中から選び、在位中は後院とよび、讓位後仙洞と称した。当時は後白河天皇の在位中であるから、後院とは山城國紀伊郡鳥羽の鳥羽殿であらう。

後院領となつたのちの伝領關係は、遺憾ながら明らかでない。長寛二年(一一六四)の由原宮宮師院清の讓狀には、同宮の燈油田一丁が当荘内にあつたことがみえ(炸原八幡宮文書、二分県史料九、二)、文祿三年(一一九四)頃まで存続している(同二)。次に見られる史料は弘安図田帳である。

植田莊三百二十五町二段 領家大納言二位局

上義名五十六町六段 大輔房有秀

乙犬名六十町八段 同人

吉藤名四十町 豊後大炊次郎藏人能泰法名道善

永富名三十七町一段三百十二歩 同人

行弘名三十七町一段

松武名十六町二段半 松尾弥次郎惟泰当知行未分明

千歳名十八町(七段)

相模國御家人川村新五郎清秀

法名戒惠今戒水云

重圍名十五町三段

植田八郎有綱跡四条侍從殿知行

而当圍住人長谷玉入道信覺買得之

光吉名五十二町

大友兵庫入道殿

福重名十八町二段大

利根次郎頼親

先ず領家職だけについて考察する。右の「領家大納言二位局」については、図田帳考証は尼將軍平政子に比定しているが、彼女は「大納言二位局」と呼ばれたことはないので、信用の限りでない。「二位局」とある以上、宮中に仕えた女官に相違なく、その範圍内で可能性のあるものを求めれば、順徳天皇の第二皇女永安門院禮子内親王(一一一九—七九)の母儀に当たる坊門信清女が指摘される。尊卑分脈には「内女房・大納言局、永安門院御母儀」とある。皇女の内親王宣下は建長三年(一一五二)十一月二日で(百練抄・女院小伝)、同十三日院号を宣下され(百練抄・女院小、伝・一代要記)、弘安二年(一一七九)に薨せられている。内親王宣下の時に、信清の女は母儀として二位に敍せられたものであらう。「二位」だけは史料の制約によつて確認されないが、その時代といい、「大納言局」と呼ばれた条件といい、図田帳の記述に妥當するので、私はこの

人を一応当荘の領家に比定したい。<sup>(1)</sup>

この推定が正しいとすれば、当荘はやはり平安時代以来皇室御領として伝領された可能性が強く、大納言二位局が領家職を帯し皇室（永安門院）は本家職を有したものと思われる。あるいは、坊門信清の妹で高倉天皇の妃となり、後鳥羽天皇・後高倉院の母儀となった七条院殖子の伝領した七条院領（のち修明門院領）であつたのではないかとも推測するが、なお検討を要するものがある。<sup>(2)</sup>

以上の点から見れば、当荘は領家の在京する遠隔地荘園の類型に入ることになる。皇室御領としての特異性を有するが、当国におけるこうした荘園のたどる歴史はけだし注目に値するものがある。

註 (1) 父坊門信清も正二位に敘せられていたので、父の位階をもって「二位局」と称したこともあり得るが、恐らくこの場合は皇女の内親王宮下による母儀としての敘位によるものである。なお彼女の晩年も明瞭にし得なかつたが、今後の検討を期したい。

(2) 検討の結果は、七条院領目録（東寺百合文書ト之七）にも植田荘は検出し得なかつた。ただし同院領中には、頼長没官領中の筑前国植木荘が見える。頼長没官領と七条

院領とは何かの関連があるかも知れない。今後の検討を期したい。

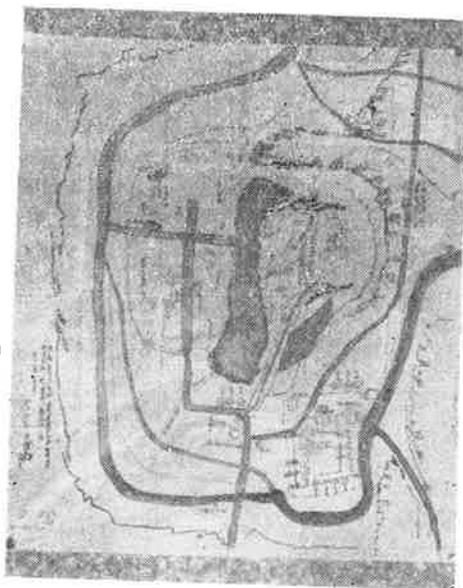
## (2) 名及び地頭職と植田氏

前記の図田帳には惣地頭職は見えず、各名の小地頭職が記されているだけである。惣地頭はもとから置かれていなかったものであろうか。

当荘の名は上義名・乙犬名・吉藤名・永富名・行弘名・松武名・千蔵名・重因名・光吉名・福重名の一〇名から成っている。このうち吉藤名と松武名は阿南荘の名と同名であることが注意をひく。名田数は諸本によって若干の異同があるが、前記の所を集計すれば三五一丁五反一二歩となつて記載の三二五丁二反より一六丁三反一二歩の超過となる。これは松武名一六町二反半とは合致するので、あるいはこの名は阿南荘の名の混入ではないかと考えたが、群書類従本では三三一丁二反二〇歩となり、反位が合致し、六丁の超過となるに過ぎないので、一応転写の誤りと考えて置く以外はない。

上義名・乙犬名の地頭職は大輔房有秀とある。当荘第一・第二の大名で、両者の計一一七丁四反は植田荘の三分の一に当たる。大輔房有秀は豊後大神氏の一族植田氏で、同氏の名

のあらわれているものには、他に重国名がある。



植田氏城カ絵図

大神系図(東大史料編纂所影写本)によれば、<sup>(1)</sup>

植田氏は豊後大神氏四姓

のいで、初代季定以来植田荘(郷)を本領としてここに住し、これを姓として子孫が繁栄した。四代有綱の頃が源平合戦の頃に相当し、平家の鎮西下向に当たり臼杵・緒方等の一族と議して源氏に味方し、豊前路から進んで三笠の遷都を攻めて追い落した。その忠戦の賞として当荘吉藤名野津原郷を宛行う下文を賜わった、とある。植田氏の後裔植田広氏所蔵文書

(北海道郡坂之市町大字倉掛)に、元禄九年(二六九六)に写した植田氏の鷲ヶ城図がある。同氏二代植田荘司定綱の館も記され、もと野津原村の野津原と入蔵との間(「権現村卜唱」とあり)小高い丘に当たる。野津原にあることは前者とも合致するので、ほぼ真実であることがわかり、植田氏の本領と本居を知ることが出来る<sup>(2)</sup>。有綱の子に五男二女があり、一男清綱は吉藤名、二男遠綱は光吉名、三男有豪(他本には有義)は上義名、四男親綱は行弘名、五男康綱は不明、長女(佐伯女と号す)は重国名、二女(熊崎女と号す)は雨川村を、それぞれ分領したと記している。これによれば、植田氏の惣領家が吉藤名を伝領し、庶子家が光吉名・上義名・行弘名・重国名等を分領したことになる。

前記大輔房有秀は上義名地頭有豪の孫に当たる。同荘内靈山寺執行職をも兼ねていたので代々僧名であり、彼はさらに乙犬名地頭職を帯していたことが図田帳によって知られる。有秀の四代後に大輔房有快がある。建武内乱以後足利方に属して活躍し、建武四年(一三三七)には尊氏から靈山寺執行職・上義名・乙犬名・上乙犬名・下永富名・吉上義・福重名渡地等のうち知行分半分地頭職を宛行われている(名古屋市浅井文書史料)

編纂所。  
影写本。

次の吉藤名四〇丁と永富名一六丁一反余は、豊前大炊次郎

藏人能泰法名道善とある。大友系図の大友親秀の第三子能泰のこ

とで、「号野津原修理亮法名道善」(イ喜)とあるのに当たる。前記大

神系図では、植田氏惣領家八代朝綱の父である。後者には、

朝綱は「千玉丸 三郎 初能基」と記し、

実者大友親秀三男三郎藏人能泰之男、出産之時養之、幼年

之時忠綱卒去、家臣等屢致濫訴而不止、故実父依レ為二

所縁一、詔于大友家一処、以能泰暫為野津原城督、

と説明されている。七代植田忠綱が大友能泰の子朝綱（初名

能基）を養なつたが、朝綱の幼少の時忠綱が死んで家臣の間

に争いが起こり、そのためしばらく実父能泰をして野津原城

を管領せしめたというのである。この野津原城というのは、

前記の鷲ヶ城のことであろう。これによって、吉藤・永富

両名は、もともと植田氏の所帯で、しかも惣領家の本領であ

つたことがわかる。伝統的な在地領主が、守護大友氏の勢力

に押され、所領を寄進して被官化し、あるいは親子の義を結

んで所領を譲与する等が多いので、恐らくこれも忠綱に子が

なかつた等の原因によって、そうした道を選んだものであろ

う。ただし大神系図では大友能泰の知行は一時的のもので、

今後兩名の地頭職が大友氏に移つたのではなく、朝綱以後も

植田氏をついで知行しているので、植田氏の主体性が失われ

たことにはならない。永仁五年（一二九七）幕命によつて

大野莊下村内泊寺の下地打ち渡しの使節となつた植田三郎朝

綱は、右の朝綱で、代官となつた子息「大神成綱」の名は系

図には見えない(志賀文書、編年一、六六一号)。

なお永富名は、もと東植田村秋岡から岡にかけての一帯ら

しく、今日永富文書(大分県史料九)を有する永富氏が居り、明治から

大正初年ごろまで岡の七・八割の田地山林を所有していたと

いう(永富健吉氏談)。同氏系図では大友親秀の次子戸次重秀の子能

方が大富丹後入道と号し、のち永富と改めたとあるが(同氏、藏)

その実名から見て津野原修理亮（大友）能泰のちで、その

庶流が永富名地頭職を帯して永富と称したものではないかと

想像される(3)。

行弘名については、図田帳には地頭職が記されていない。

しかし大神系図では、有綱の四男親綱が領有していたことに

なつており、恐らくこれは真実であろう。親綱の孫重綱は田

吹又次郎とあり、田吹氏を称したらしい。建武三年（一三三

六)の当莊靈山寺合戦の際に、田吹囃書左衛門入道子息宗綱が見える(今村孝次文書、編)。その実名から見て植田氏一族と(年二、三九九号)思われ、田吹氏のちであらう。

重因名一五丁三反も本来植田氏の所帯で、囃田帳には八郎有綱の跡職は四条侍從殿が知行したが、当囃住人長谷王入道信寛(寛と)が買得したと見える。八郎有綱というのが植田氏四代有綱(次郎)に当たるかは疑わしいが、その女佐伯女が重因名を領したことになる。四条侍從殿については、囃田帳考証には四条(葉室)顯俊の孫刑部大輔光輔に比定しているが、「四条侍從」とする論拠がない。あるいは未茂流四糸氏かとも思われるが未詳であり、しかも京都の公家が当莊地頭職を帯した経緯も明らかでない。なお長谷王入道信寛についても、考証には大神惟基七子稗田七郎惟平四世の孫とするが、その真偽は今後の検討をまたねばならない。

光吉名五二丁の大友兵庫入道は、いうまでもなく守護頼泰である。大神系図では有綱の次子遠綱が領したことになる(既述)。その四世の孫三郎実綱の時「光吉名被二闕所」と記されている。如何なる理由によるか明らかでないが、光吉名はもと東植田村の大字光吉に当たり、守護所に最も近接し

た大分川の対岸であるから、自然守護家の勢力が浸透するに至ったものであらう。

福重名の所在は明らかでない。利根次郎頼親は大友二代親秀の次子戸次重秀の三子頼親である。戸次氏は大分郡戸次庄の地頭職を帯し、松岡・利根・竹中の諸氏に分れた(大友系図)。福重名は恐らく戸次庄に接する部分に存在したのではないかと思われる。大神系図には植田氏がこの名を領有していた記述はないので、戸次氏がこれを領有するに至った経緯も時期も未詳である。

松武名は阿南荘に同名のものがあり、松武本名八丁余は大神一族である松尾氏が地頭職を帯していることは別に述べた(豊後国大分郡由原八幡宮領莊園の研宄、大分大学文学部研究紀要九所載)。同一の名田が他荘にもまたがり、同一氏が名主職(ないし地頭職)を帯していることは畿内莊園の特色として注目されたが、九州地方にもそうした例の存在することは、名の成立を考える上にすこぶる興味深い。ただし阿南荘の地頭は松尾弥三郎(実名不知)、当莊のそれは松尾弥次郎惟泰とあり、両者は同族ではあるが別人である。莊園成立期以前に松尾(大神)一族の広大な名田が成立していたものか、それとも松尾氏が何かの理由で植田莊

内の小地頭職を帯して名の名称を改めたものであるか、なお今後他の事例を求めて検証する以外はない。

最後に残した千歳名一八丁は、相模国御家人川村新五郎清秀法名戒恵とあり、異例の東国御家人が地頭職を帯しているのが注意をひく。現地調査の結果、もと植田村大字木ノ上の千歳

山少林寺が河村新五郎藤原清秀の開基とされ、同名の名残りが千歳山の山号として存続していることが判明した。寺伝によれば、清秀は大友氏の家臣とあり、少林寺を興し京都東福寺

より玉巖和尚を請じて開山としたという(少林寺略歴遍)。当寺は現在臨済宗妙心寺派に属する。豊後における臨済宗の伝播

は鎌倉時代末期のことであるから(鈴木泰山氏著禅宗の地方的発展一四一—三〇頁)、

図田帳の弘安年間に少林寺が禅宗化していたかは疑問である。同寺はもと天台宗寺院であったというから、清秀はその

外護者であり、のち臨済宗に改めたのかも知れない。川村氏は大友氏の家臣とあるが、能直下向のとき随従して入国した

ものか、承久乱等の恩賞として地頭職を与えられ、大友氏の被官化したものであるか詳かでない。<sup>(4)</sup>

以上大神氏系図を中心として、図田帳の名及び地頭職を考察した。大神氏系図には文書にあらわされる人名と一致しない

ものもあり、すべてを信じ得るとは限らないが、植田氏一族が当荘に隠然たる勢力を占めていたことは間違いない。

すなわち、植田荘一〇名のうち、少なくとも上義・乙犬・吉藤・永富・行弘・重国・光吉の七名はかつて同氏の所帯であ

り、別に松武名は松武氏であるから、大神一族は八名まで領有していたことになる。平安時代以来郷司ないし荘司とし

て、惣領制的関係をもって強固な地盤を築いていたものと思われるが、鎌倉中期以後になると次第に庶子家の独立的傾向

もあらわれるに至つたらしい。こうした間隙に乗じて、事あるごとに大友惣領家や庶子家の勢力が次第に浸透しつつあつ

たようである。図田帳はそうした新旧両勢力隆替の一断面を物語るものであろう。

註 (1) 大神系図により、植田氏の略系を掲げて置く。代数は大神

神椎基から数えたもので、植田氏初代は季定からである。この大神系図は筑後国山門郡原町村太田吉蔵氏文書である。

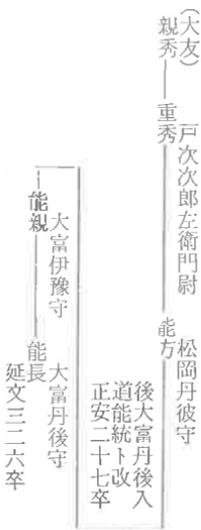


(2)

この絵図に「後三条天皇御宇当郷之惣名を豊後国大分郡  
植田庄内野津御ト称ス、当村ヲ権現村ト唱、延久二年二月  
十五日野津原三郎良隆(花押)改之」とあるのは、伝承を  
記したものか、ないしは後世の作為である。裏書にはこ  
の絵図は「加藤家已来郡奉行所町役場并旧記持主ノ四  
ヶ所エ定備之内、旧記伝リ主御目見エ格町別当安部太次  
右エ門宗貞持所、元禄九年二月」とある。野津原村は肥  
後領であったからで、本図も江戸時代に作製されたもの  
であろう。

(3)

もと植田村大字岡永富健吉氏所藏系図によれば、左の通  
りで、のち永富と改めた。永富氏は江戸時代は郷士格  
であったという(永富健吉氏談)。



(4)

植田荘や少林寺の調査に当たっては、同寺及び立川輝信  
氏の配意を得たことを記し謝意を表する。

(3) 鎌倉時代末期以後の植田荘

—地頭植田氏の動向—

鎌倉時代末期以後の植田荘に関する史料は可成りあるが、  
系図の人名と合致しないものが多いので、どの名に関する植  
田氏のどの系統の文書であるかが判別されず、系統的な展開  
を跡づけることは困難である。

正和三年(一一三二)草深四郎大神頼成は、植田荘分地村  
の地頭職を嫡子弥法師に譲り、そのうち田地一丁・屋敷一所  
を二男鶴法師に譲与しており(今村孝次文書、編年、  
大友二、二六—二七)翌年同村  
の田地・屋敷を女房(宗清)に与えている(同三)。この分地

村については、田北学氏は光吉名と推定し、下地分割の結果  
起こった名称であるとするが(統編年四、  
五八解説)、分地・草地いず

れも地名として検出されず、遺憾ながらこれを裏づけるもの  
がない。<sup>(1)</sup>大神頼成の名前からすれば、既述の大神成綱の後で  
はないかと思われるのであって、もしそうだとすれば分地村  
は吉藤名ないし永富名の何れかに当たることになるが、なお  
今後の検討が必要である。文保元年(一一三一)由原宮神人  
が神宝を振って荘民を追捕した事件につき、頼成後家尼宗清  
(代惟政)と由原宮順教房法橋との間に相論が起り、建武年  
間まで続いている(杵原文書五五、今村孝次文書、編年大友二)。  
当荘内に由原宮燈油田一丁のあったことは既述の通りであっ

て、恐らくこれをめぐつての争いであろう。

南北争乱朝には植田氏は足利方に従つたものごとく、建

武三年（一三三六）には直義の催促により今川四郎入道の手

に属し玖珠城を改めた（今村孝次文書、同二、三九六）。植田荘一分御家人寂

円は子能綱をして玖珠城攻めに参加させ、自らは府中を警固

し、籠城軍が城を脱出して府中高国府に乱入しようとするの

を再度にわたつて撃退した（伊東東文書、同三九七—八、今村孝次文書同三九九—四〇〇）。こ

の時南軍の敷戸孫次郎入道普練・賀来弁阿闍梨・同舍弟孫五

郎以下が当荘靈山寺にたてこもり、同山衆徒を語らつて植田

大輔房有快の館に押し寄せ在家数十字を焼き払つたのは、有

快が玖珠城包囲軍として出陣していた留守をねらつたもので

あろう。守護所高国府がねらわれたのは、大友惣領（氏泰）

軍の出陣の虚をつこうとしたものであり、志賀頼房が真つ先

きに高国府に旗を立てて死守したことは前に述べた（勝津留条）。

翌四年（一三三七）植田大輔房有快が足利氏から、元弘三年

（一三三三）以来領家に分付せられた地として、靈山寺執行

職・上義・乙犬・上乙犬・下永富・吉上義・福重渡地等内知

行分半分地頭職を宛行われたのは（既述名古屋、浅井文書）、右の恩賞とし

半分は領家分とされていたものようである。そのようにな

つたのは、これ以前に地頭請所となり年貢の進納を怠つた等

のことにより不知行となつていたものと思われ、公家一統の

政治により下地中分が行なわれ、皇室御領として興行された

ものであろう。従つて右の宛行いは「如元」とあることから

もわかる通り、本領安堵に外ならなかつたのである。玖珠城

籠城軍の一部が靈山寺にたてこもつたのは、ここが領家方（

皇室御領）分となつていたことも関係があろう。植田荘にば

う大な所領を有する有快の勢力が推定されるのであつて、今

後彼が守護代等とともにしばしば下地打ち渡しの使節を命ぜ

られる理由がここにある（編年二、四八一—三、五〇八一）。恐ら

くこの頃が植田氏の全盛期であらう。しかし植田一族内に

も、南軍に従つたものがないではなかつた。正平二年（一三

四七）恵良惟澄が注進した官軍の恩賞所望交名並びに闕所地

中に、田尻孫六道綱が本領として早田荘内満吉名地頭職を所

望している（阿蘇家文書上、一一四、大日本古文書家わけ一三）。この田尻氏は植田氏と

思われ、既述植田氏系図の光吉名地頭遠綱の後であらう。こ

の要求に対して惟澄は、満吉名地頭職は関東の時より菊池故

宮兵部卿殿御相伝の地で、御恩として御相続になり闕所でな

い、と報告している(同一〇)。(一五)。

これによって南朝方は光吉名地頭職を懐良親王に宛行っていたことがわかり、当荘に対する南北両勢力の複雑な入り組み関係、および玖珠城籠城軍が植田荘を一拠点とした理由がいよいよ明白となって来る。

しかし植田氏の大部分は北軍に属しており、守護所に近い当荘内の地頭職を南軍が保持することはほとんど不可能であったに違いない。すでに建武四年(一二三三)領家知行分が有快に安堵されたことは既述の通りで、同年一色道猷はさらに植田荘内領家職田地一〇丁を、勲功の賞として田原盛直に宛行っている(入江文書六、大)。遠隔地荘園である当荘に対する領家の支配権はすでに失われた筈であり、荘園制は実質的に崩壊し去ったのである。南北朝末期になると、所領の安堵・宛行いは大友氏の手中に帰し、応安五年(一三七二)大友親世は植田孫兵衛入道跡半分を子息某に、翌年大友氏時は図書左衛門入道寂本(守護代植田氏)跡行弘名・光松・吉松名内の田畠・屋敷・山野等を某(植田氏か)に宛行っている(今村孝次文書、續編年)。(一三四九・三六六一)。永正十三年(一五一六)大友親安(義鑑)は原尻十郎に植田荘吉藤名内居屋敷三貫分を預けた(大友文書録、同六、三六八・九・三七五)。このころになると植田氏も完全に

大友氏の家臣化し、専ら大友氏の征戦に駆使され、天文元年(一五三二)の豊前国妙見岳城の戦いでは植田惟満は戦死し、子惟実も苦戦した(大友家文書録七、三六八、三七八、三九七、三九八、三九九、植田広文書)。その後、惟実の子鎮定、その子左馬助・宮内少輔等の名が見え、宮内少輔は天正十四年(一五八六)の薩軍進攻の際には、由布城に籠城したこと等が散見する(植田広文書)。

大友氏の戦国大名化の過程において、植田氏の所領がどのようなになったかは明瞭でないが、同荘内の居屋敷が原尻氏に与えられ(述既)、また賀来荘地頭賀来氏が七貫分の所領を有し(柞原文書二〇九)、さらに朽綱氏にも三貫文が宛行われた(大友宮師文書二一)、(一)等の事実からすれば、植田荘は小さく分断され大友家臣団の所領に宛てられたことがわかる。しかも前記惟満の戦死の恩賞として子惟実宛行されたものは、筑後国内の四町分であった(植田広文書)。これは在地領主層の一円領主化の志向とは全く逆の方向であり、伝統的な領主層の勢力がいよいよ矮小化され分散されていく原因となった。大神系図によれば、植田本宗は十九代惟忠(鎮忠)の時、大友宗麟に従って太宰府に在陣し、高橋鑑種に従ったが、子惟久の時田原紹忍の非を訴えて所領を没收され、のち立花宗虎に臣従し筑後に

住するに至ったとある。

伝統的な在地領主層や大友庶流の所領は、大友氏の支配権の確立に伴って分断され矮小化され、しかも領国の拡大するにつれて散在性の度を増していったようである。恩賞地の存在しなかったことも一因であろうが、領主層の一円領主化を阻害し、自己の一円支配権を貫徹する意図をも見のがすことは出来ないであろう。では大友氏がどのようにしてその一円支配権を直接農民層の上に貫徹しようとしたかは、当荘の史料では皆目つかめない。これらの問題を考察するためにもわれわれはさらに進んで、他の荘園の個別的な研究を重ねなければならぬのである。

註

(1) 田北氏は今村孝次氏蔵種田文書応安六年三月廿九日大友氏継安堵状(統編年大友史料一、三六六)に、図書左衛門入道寂本(種田氏・豊後守護代)跡として「植田庄行弘名・光松、吉松名」とある光松、吉松名は光吉名を分けたものである。入道寂本は大輔房有快と密接な関係があったらしい、とされている。光松・吉松の地名の検出が必要であるが、なお今後の問題である。

(2) 大神系図では、田尻氏は阿南惟季の後とする。しかし、「道綱」の名前からみて植田氏ではないかと推定する。

(3) この光松・吉松名は植田荘には所見がないので、他荘の

それであるかも知れない。

(4) 大神系図には、朽網氏は大神系大野基平の後と見える。

おわりに

私は本稿で、いわゆる「遠隔地荘園」に対して「近在荘園」なる言葉を用いたので、若干卑見を述べて今後の研究の見通しとしたい。前者は最近工藤敬一氏等によって用いられたもので、辺境荘園の中でも領家の在京するものを指す(同氏領西島津庄の寄郡に)。最も妥当な概念で言葉も適切であるが、私はこれに次の三点を加味したい。第一は同じ「遠隔地荘園」でも、領家が在京するとは限らず、例えば九州における宇佐八幡宮(弥勒寺)・由原宮・安楽寺・阿蘇社等の在園荘園領主の場合、宇佐宮領の日向園荘園のごときは、やはりこの類型に入れて考察するのが妥当ではないかと考える。第二は、「遠隔地荘園」は一般的に寄進地系荘園であるが、第一の場合を含めると、これにも初期荘園の系譜の荘園が存在することがある。(1) 第三は、「遠隔地荘園」の本所を、皇室・権門領と社寺領の二つに分けて考うべきではないか、という点である。既述の公家(皇室御領か)領である植田荘が南

北朝期には壊滅したらしいこと、これに對して熊野本宮領となつた津守荘が戦国期まで存続した事実を考えると、同じ「遠隔地莊園」でも在地領主とくに守護大名のこれに對する関わり方に大きな差等のあることが感ぜられる。もちろんこれは、大友氏と木所との関係のあり方、とくにその個人的な信仰形態とも関係するであろうが、一般的に見て公家領より寺社領の方が後世まで存続することは事実のようである。私は旧著において、同じ莊園領主といっても、皇室・公家・社寺の相異によつて下地把握の仕方が異なるのではないかといふことを提言したが(畿内莊園の基礎構、造七〇四―五頁)、この考えは今も変わらず、なおさらに発展させらるべき意義をもっているものと考えらる。

「近在莊園」(あるいは「近郷莊園」の語を用いてもよい)の語は極めて未熟であるが、同じ辺境莊園でも、前記の宇佐宮・由原宮等のごとく、伝統的な大社寺である莊園領主がその近くに在地する莊園は、その性格・構造や下地把握力の貫徹度等において異なるものがあり、「遠隔地莊園」と區別するため仮りにこの語を用いた。由原宮領の賀来莊・阿南莊

(大分大学学芸学部研究紀要九輯)や、宇佐宮領の封戸郷莊園・本御莊・常見名

田等のうちで同宮近辺のものは、初期莊園であれ寄進地系莊園であれ、初期莊園的性格を有し莊園領主権の貫徹している点において、畿内莊園的性格を多分に有していることが注意される。<sup>(3)</sup>この類型の莊園も、戦国時代まで存続するものが多い。<sup>(4)</sup>

従来わが国の莊園制は一般的に南北朝期に壊滅したと考えられていたが(日本歴史、講座三)、畿内莊園で戦国期まで存続するものが多いことはすでに指摘した所であり、辺境莊園でも案外戦国期まで残存する事実の多いことは、個別莊園の研究に從つた結果の強い実感である。そうしたことがどうして起り得たかを考える場合、従来の辺境莊園の概念だけでは理解されないし、また「遠隔地莊園」の類型をもつても解釈しにくせないものがある。右に述べたような意味の「遠隔地莊園」や「近在莊園」の概念が、どの程度までこうした事実の解明に役立つかは今の所明言し得ないが、本稿はそうした考えに立って考察したものであり、今後もこれに從つて研究を進めて見たいと考えている。

註 (1) 宇佐宮領中、封戸の便補によつて成立した「十郷三箇莊

」のうち、日向国宮崎郡宮崎莊・臼杵郡臼杵莊等はこの

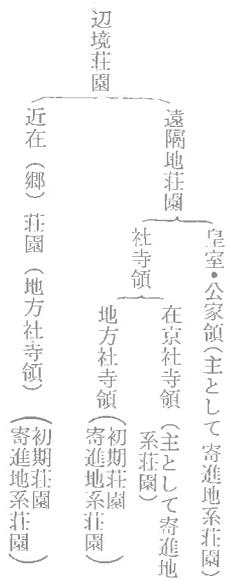
例に入る。

## (2)

かつて永原慶二氏が荘園領主は律令国家の重みで收取を行なっているに過ぎないとされたことに對し、愚著「畿内荘園の基礎構造」(四一・七〇一頁)において批判したことがあるが、永原氏は「公家領荘園における領主権の構造」(一橋論叢四〇の六)で藤原定家の所領を分析し、律令国家権力に對する求心的動きを再確認し、筆者の批判に答えられた。この永原氏の分析は正しく、筆者も同感であるが、私の批判の趣旨は荘園領主権は公家領と寺社領とで異なることを指摘しているものであり、氏の反批判にもかかわらず現在もこの考えは変わっていない。宇佐宮領の封戸郷荘園については、「西国荘園研究の覚書」(西日本史学会十週年記念号)に若干論及したが、近く詳細な研究を試みたい。

## (3)

以上の関係を、わかりやすく図示すれば次の通りである。



## 附記

本稿は昭和三三年度文部省科学研究費交付金による「西国荘園の実地調査的研究―特に豊前・豊後を中心として―」の研究成果の一端であることを記し、当局の恩恵を謝する。

(大分大学教授 一九六〇、一、一五稿)